

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載していません。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時二分開議

○吉良主査 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。笠井亮君。

○笠井分科員 日本共産党の笠井亮です。

まず冒頭に、今駆けつけてきたんですけれども、直前まで予算委員会の理事会ということで、野党と与党の日程の合意がないままに月曜日にこの予算審議を終わるような提案をしているというふうなことで、さまざまな懸案があった中でもそういう強行をしたということで、私は断固抗議したいと思うんです。

そういう中で、私きょうも取り上げさせていただきますが、来年度の予算案をめぐっては、本当にまだまだ議論を重ねていかなきゃいけない問題がたくさんあります。大島大臣とも、予算委員会の本体の方でも、幾つか我が党の議員と、私自身も質疑をさせていただきましたが、やはり国民の

立場から、本当にこの予算でいいのかどうか、そして、今後の国の政治のあり方ということで、真摯な討論を重ねる中で結論を出すということが当然必要で、それを一方的に強行するということはあってはならないということを申し上げたいと思います。

そこで、本題に入りますが、まず初めに、スーパ―堤防事業について伺いたいと思います。この問題は、さまざまな形で国会内外でも議論されてきました。昨年の国会でも何度か取り上げられております。

まず伺います。この事業の概要とこれまでの進捗状況についてお答えください。

○津川大臣政務官 お答えをいたします。

スーパ―堤防整備事業、高規格堤防整備事業でございますが、沿線に資産が集中しております荒川、淀川など首都圏、近畿圏を流れる大河川におきまして、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するため、川沿いの木造密集市街地の解消など、まちづくり事業と連携を図って整備を進める事業であります。

進捗状況でございますが、平成二十二年四月時点の整備状況は、対象六河川合計で整備延長は約五十一キロとなっております。

○笠井分科員 進捗率はどうなっていますか、率でいうと。

○津川大臣政務官 整備延長でございますが、五水系六河川におきまして要整備延長とされておりまして、それが八百七十二キロでございます。それを分母といたしますと、整備状況は五・八％。また、

そのうち重点整備区間というものがございまして、重点整備区間が同じく五水系六河川で二百二十三キロでございますので、重点整備区間の中で整備が済んだのが一二・四％というものでございます。

○笠井分科員 なるべく大きくしたいんですけど、けれども、全体の計画からすると五・八％と。では伺いますが、この事業の完成年次はいつと。いうふうに見込んで見込んでいますでしょうか。そして、総事業費は、これだけの五水系六河川です。それから相当のものになると思いますが、どのぐらいのものというところで考えていますか。

○津川大臣政務官 誤解を招くような発言がありましたら失礼をいたしますが、特に進捗率を高く見せようとして表現をしたつもりはございません。

それで、全体の完成年次と総事業費についてのお尋ねでございますが、沿線のまちづくりや土地利用転換にあわせて、関係者の合意形成が図られた箇所を対象に実施していくということから、完成年次を現段階で明らかにすることができないという状況でございます。

また、総事業費につきましても、個別箇所ごとに地盤改良の必要性、まちづくり事業の実施内容が異なるため、現在、算出するのは困難という状況でございます。

○笠井分科員 進捗率がありましたましたが、単純計算しても四百年、十二兆円もかかると言われたりしておりますけれども、五・八％という数字は、事業中の区間や暫定完成区間を含めたものでありまして、しかも、完成した箇所は、国の河川施設があったとか、公園や工場跡地というものも少なく

ありません。

この事業は一九八七年に開始されて四半世紀近くたっているわけですが、まだ五・八%と、完成までに四百年どころか、実際は何年かかるかわからないという状況であります。だからこそこの問題が、昨年、事業仕分けでも問題になりましたよね。

十月二十八日の仕分けの中ではどういいう評価結果が下されたでしょうか、結論だけお答えください。

○津川大臣政務官 御指摘をいただきました昨年十月二十八日に行われました行政刷新会議事業仕分けの取りまとめにおきまして、スーパー堤防に関しては、現実的な天災害に備える視点に立ち入り、治水の優先順位を明確にした上で、事業としては一たん廃止することとされたところでございます。

○笠井分科員 この仕分けが行われた十月二十八日、ワーキンググループの会議で、津川政務官はこう発言されていますよね。

厳しい財政の状況の中で優先順位はどうだろうと、私も、結論から申し上げますと、非常に低いと思っています。むしろより優先順位の高い河川整備をやらせていただきたいし、現実的には、この地域においても、スーパー堤防ではなく堤防の強化というような対応をさせていただいた方が現実的ではないかなというふうに今、私の段階では思っております。

こう発言されました。間違いありませんね。

○津川大臣政務官 議事録を読んでいただいたと

おりだと思いません。私も、もともとこの高規格堤防事業、スーパー堤防事業につきましては、委員が御指摘いただきましたように、現在の進捗状況からいいますと、いつ終わるのかよくわからないという状況も含めてさまざま問題があるのではないかとこの認識を持っていたところでございます。

事業仕分けの場では、まさに現下の厳しい財政制約の中で、優先順位の判断の一つとして、今引用されませんが、私申し上げたかと思えますが、何度も水をこうむっておられるような地域、毎年のように床上浸水、床下浸水があるような地域もございます。そういったところへの緊急性というものを考えたときには、高規格堤防よりも優先順位が高いものが多いという私の考え方を述べていただいたところでございます。

一方で、治水事業というのはそもそも時間がかかるものでございまして、過去の我が国の、あるいは世界の治水事業を見ましても、相当多くの時間と規模をかけたものも少なくございません。そういった中で、現在の、時の政権が判断して実行して、その後の国土を守っていくという視点そのものは私は重要だと思っておりますから、現在の財政事情というものはまず大きな課題としてございしますが、ただ、目の前でやらなければならぬということの優先順位だけで、将来にわたっての高規格堤防のような根本的な治水対策を検討すること自体を放棄していいのかということについては、私から付言をさせていただいたところでございます。

○笠井分科員 いずれにしても、一たん廃止ということにしたわけですか。スーパー堤防ならぬスーパー無駄遣いとまで言われてきました。この事業仕分けの結果は、マスコミでも大きく報道されました。とりわけ、地元では強い反対の声が上がってきたんですね。

江戸川沿線の東京都江戸川区では、北小岩、北小岩一丁目東部、それから篠崎公園の三つの地域で、区がスーパー堤防と一体になった区画整理事業を計画して、先行買収もやってきた。もともとこの江戸川右岸のところは何キロにわたって、二百メートルから三百メートルの幅で盛り土をするということと整備していくというので、広大な地域に、かなりの建物、二千戸とか二千棟とか、それから五千人、六千人の方が住んでいるという状況です。

この地域に七百年前からあるお寺に私も行きました。それから、四百年前、江戸幕府ができたときにできた寺院も先頭に立って反対署名に取り組まれて、幅広い方々が運動に立ち上がっています。先祖代々のお墓を掘り起こしてまでこんな事業を無理やり進めるのか、また、堤防整備と一体の巨大開発で住民を長期間仮移転させるために、一度ここを離れたら二度と戻ってこれないという批判や不安の声が渦巻いてきた。

私も、二〇〇六年に現地調査に行ってきた。何れも現地へ行きました。住民の方々と懇談してきましたが、それからまた、この間、超党派の議員も含めて、民主党もそうですが、運動が広がって、昨年十一月には院内集会も開かれるという状況で

した。

大臣、こんな事業が続けられてきたことについて、今政務官からもどういうことだったか話がありました。どう考えていらつしやるでしょうか。もう明らかにおかしいな、これはやはり立ちどまってちゃんと見直さなきゃだめだな、一たん廃止は当然だなということだと思わんですが、いかがでしょうか。

○大島国務大臣 笠井議員からの、高規格堤防整備事業、いわゆるスーパー堤防というものの事業に対する考え方はいかん、こういう御質問をいただきました。

実は私は、茨城県で那珂川という川がありまして、このところも洪水等で大変被害を受けたところでありまして。もう十数年前でありまして、その後のところに行きまして、洪水の被害者の方々の状況を見て、国として何とかしなければならぬという思いを持ったことは、私自身、心の中に入れております。

そこで、このスーパー堤防という考え方でありますが、確かにこういう考え方もあるのかなとは思いますが。堤防の外側というか、川から見て堤防の外側のところにたくさんの方が、町ができて、そして、堤防を越えた場合には大変な水害が出る。したがって、町全体を持ち上げてしまえばいい、こういう発想でございいますから、これは一つの考え方としてあるのかなとは思いますが、一つにはそのスーパー堤防をつくるために、一たんそこに住んでいる方々に移転していただくかなければならない。そして、そのところに大変な造成をする。

そんなことを考えますと、先ほど津川政務官からお話ありましたように、お金にも潤沢である、そしてその地域の方々がみんなこぞって全部、そういうふうな協力しましょう、こういうことになればできるわけですが、先ほどお墓のお話ですとか住民の人の話がありました。そこで生活している方々がどんなお考えなのかということも十分踏まえてやらなければならないという壮大な事業であります。

したがって、今回の仕分けの中で、一たん廃止、こういうことになったわけですが、改めて、このスーパー堤防というものについて、見直しに関する検討会というものを学識経験者の方々に集まっていたいて設置いたしました。首都圏、近畿圏の堤防整備のあり方、高規格堤防の整備区間、コスト削減策、あるいは投資効率性の確認手法に関して検討を着手したところであります。

平成二十四年度の概算要求までには結論を得たいと思いますが、端的に申し上げまして、もう一度この事業については総合的に見直すべき事業ではないかと私も考えております。

○笠井分科員 今大臣言われましたけれども、つまりこの事業については、新規に進めるんじゃないかと、一たん立ちどまると。ここで廃止して検討をするというのがありましたが、総合的に見直すということでありまして、だからこそ、来年度予算案でも、新規箇所には予算措置しないことになっていけると国交省の文書にもはっきり書いてあります。

ところが、江戸川区の現場では何が起きているかということなんです。北小岩一丁目東部の十八班と言われる地域では、住民の皆さんの反対が強くてなかなか事業の条件が整わない。そこで江戸川区が、本来盛り土は国の仕事なんだけれども、区画整理地域を区で独自に盛り土したい。しかし、それだけだと、隣接した河川区域、つまり国が管理する堤防との間がくぼ地になっちゃうということ。昨年、二〇一〇年二月二十五日に、江戸川区長が国交省の江戸川河川事務所長に対して、河川区域、堤防のわきも区で盛り土したいので認めてほしいと協議を申し入れた。それに対して、同年三月三日の日に、河川事務所長が、異存ありませんというふうな回答をしていたという経過がありました。この経過は間違いありません。間違いはないということだけ確認してください。

○津川大臣政務官 間違いございませんが、もう少しだけ詳しく言わせていただくと、回答の中で、「異存はありません。なお、施行及び占用にあたっては河川法、占用許可準則に従って別途許可申請願います。」という回答をさせていただいたところでございます。

○笠井分科員 異存はないと言ったんです。ただ単に河川区域を占用したいという話じゃなくて、何も起きていない地域で、ただ区画整理がやられているのともわけが違いますね。区が盛り土したいと言えば、これはスーパー堤防化だなどれでもわかる話です。当時の前原大臣も、北小岩地区の約二・二キロメートルにつきましては、高規格堤防、スーパー堤防とまちづくりの一体整備を

行うため、平成十六年から関東地方整備局と江戸川区で検討会を立ち上げたところ、国会で説明しているわけであり、これが三月十五日、去年もとも、この地域のスーパー堤防とまちづくりは一体と国も言ってきたわけであり、

当時、では国会でどういう審議がなされていたかといいますが、ちょうどそのときなんですけれども、江戸川区長が河川事務所長に協議を申し入れた、まさにその日なんです。二月二十五日、この衆議院の予算委員会分科会の場で、この第十八班地域の問題が問われまして、当時の前原大臣は「今後とも十分な合意形成を図っていく必要がある」と認識をしております。「このように答弁していただきました。また、河川事務所長が回答した三月三日ですが、その後、三月直後の参議院予算委員会でも、前原大臣は、江戸川区が実施する土地区画整理事業と連携をして、現在地元説明を実施しているところというふうに答弁していただきました。」

つまり、国会では、国交大臣が当時、スーパー堤防事業を始めるには合意形成が必要とか地元説明をしていると言いながら、現地では、江戸川区と国交省の出先機関が、事実上、だれが見てもスーパー堤防化を進めることで合意していたということじゃないかと思うんですけれども、大臣、こんなことを許していいんでしょうか。

○大島国務大臣 今の議員の御指摘でございますが、大規模な事業を展開する場合には、議員御指摘のように、その地域の方々の御了承をいただかなければ事業というのは前に進まないことは事実であります。

したがって、先生の御指摘のように、地域の方々も全くその状況について了承をしていないのにも関わらず、国が何か事業を進めようとするということについては、先生の御指摘のように、私自身も、どういう状況なのかという、ちよつと理解に苦しむところであります。

○笠井分科員 理解に苦しむということでおっしゃったので。

これはだれが見てもスーパー堤防計画と一体だということ、これはことし二月四日の東京新聞の夕刊の一面トップに出た記事なんですけれども、「仕分けで「廃止」スーパー堤防 江戸川区十億円計上 住民「見切り発車では」」こういうふうな書きにありまして、仕分けで廃止とされたはずなのに、みんなそう思うわけです。ところが、区が実際には予算までつけているということで、

「多田区長は「都の都市計画審議会近く、北小岩地区の事業化が決まる見込み。国にはやってもらわないと困る。どこまでも押していく」というふうに区長は言っているんですね。」

そうすると、さっきおっしゃったような、これはまず一たんとして検討、総合見直しという国がやっているのに、実際には、現地で国交省の出先の方もかわかって、それはいろんな解釈の仕方もあるかもしれぬ、でも、だれが見ても一体と言ってきたことについて、区は進めたいと言っていた。それについて、こんなふうになっているということであれば、大臣、ぜひこれは事実をちゃんと確かめてもらいたいんですが、どうですか、確かめるということ。

○津川大臣政務官 御指摘がありましたので改めて確かめさせていただきたいと思っておりますが、私どもとしては、新規事業として今事業化をしております。そして、新規事業を進める前には、今設置しております学識経験者から成る高規格堤防の見直しに関する検討会の中で今検討いただいているところでございますので、その結果を受けて、コスト削減策等々の、私が仕分けの中でお答えをさせていただいたような手法等々への見直しというものが始まるものだと思います。

ただ、今御指摘いただきましたように、区の方から、区としてはやりたいという御要望は、確かに要請書としてはいただいておりますが、スーパー堤防事業としては、私どもはあくまでも事業化をしていないというのが正式な立場でございます。

○笠井分科員 そうしますと、幾つかありまして、まず、大臣御自身、政務官を通じてでも結構です、大臣御自身で一度確認していただきたいんですが、経過がどうなっているのかという点。

それから、区の方は、これは国の事業で、それを受けて一体にとずっと検討しながらやりながら、実際はもう進めてきた話なんですけれども、国ははっきり一たん廃止ということをとっているということも含めて、これは、現地の多田区長と、もうここまですべて来ていますので、大臣御自身が直接連絡をとられるなりして、国の事情はこうなっている、区の事情はどうなっているのかと聞いていただいて、これはやはり、まずとめてもらわなきゃだめよねということをやっていただけはないかと

いう問題。

それから、現地で河川事務所長が回答しているわけですね、異存ないと言っているのは。これは、事業仕分けでいうと、廃止と決める前のことであるとはいえ、それを片方は、区は、もう異存なしと言われているからとやるわけですから、それは、今の水準からいうと、国の判断からいうと、さかのぼってみればそれはまずい。だから、その回答については撤回するのなら撤回するというふうにしないと、それをよりどころに区は進めてしまうと、これはまずまずこじれると思うんですよ。

ほかにも公共事業をめぐって大臣いろいろ御苦労されていることがありますけれども、国の判断と、地元がその前に決まった自公政権時代の問題を引きずりながらやってきたこととのそごがどんどん出てくると、大変なことになる。

だから、この問題について言いますと、今申し上げたような形できちっと事実を確かめていただくというところで調査する。それから、区長との関係で話をしていたら、そして、今申し上げたような回答というものについては、調べた上で、必要なら撤回する。大臣、そういう御判断をいただきたいんですが、いかがですか。

○大島国務大臣 今御指摘をいただきましたが、私も、大変恐縮であります。現場の詳細なところまでは確認しておりませんが、担当の方で確認させていただいて、混乱をすることがないように先生の方にもまた後日改めて整理したことを御報告させたいと思います。

○笠井分科員 大臣も御多忙で、国土交通省はい

ろいろな問題を抱えていらつしやいますから、大変だと思うんですけども、このスーパー堤防事業というのは、これを本場にきちっとけじめをつけるかどうかというのは大きな問題に今後なりますので、一たん廃止じゃなくてもうやらない、きっぱり廃止すべきだと私、強く思うんです。

その前提としても、検討会というお話がありました。前原大臣も運輸大臣も、仕分けチームも、この事業の現地を、江戸川区に限らず違うところに行かれた方もいらつしやいますが、実際に行かれました。私、御一緒してもいいですから、ぜひ現地にも行っていただいて、もちろん区の話も聞いて、住民の皆さんの話を聞いた上で、これは本当にどうなのかという御判断も含めて、そういうことを御検討いただけないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○大島国務大臣 何事も現場を見ることがというのは大事だと私は思っております。国土交通大臣になつてから、ここにもぜひ来てほしい、これも見てほしいという、そういう御要請、各所からいただいておりますが、状況を見て、私も、担当の者から話を聞くとともに、機会があればそのような場も持たせていただきたいと思います。

○笠井分科員 私だけではなくて、与党民主党的議員も一緒に行けばいいわけですから、野党的の議員もいますし、そういう機会をぜひお願いしたいと思います。

次に、残った時間ですが、UR、都市再生機構の家賃値上げ問題について伺います。

都市再生機構、URは、賃貸住宅の家賃をこと

し四月に値上げする方針を明らかにしております。去る二月十日に、大島大臣は全国公団自治協の代表の方とお会いになった。この時期にいろいろやりとりがあったと思うんですが、家賃値上げなどをしているというふうにお考えでしょうか、率直にお考えを伺いたいです。

○大島国務大臣 このUR賃貸住宅の家賃の問題につきましては、私も事務方からいろいろとお話を伺っております。

もともと、平成十一年から周辺の民間の賃貸住宅の家賃並みの水準とする市場家賃制度が導入されておりますけれども、その際、平成十一年以前に入居していた従前入居者については、家賃の上昇について激変緩和措置を講じ、三年ごとに、市場の家賃を支払っている新規入居者との差額のおおむね三分の一を引き上げることにしたと伺っております。

現在でも、新規入居者と一部の従前入居者の間では依然として家賃負担の格差が残っており、公平性の確保の観点から三年ごとに家賃改定を行ってまいりましたが、平成二十一年の四月に予定していた家賃改定につきましては、リーマン・ショック直後の混乱もあつたことから、御指摘のように機構として当面延期したところでありましたが、今回、機構はルールに沿った形での家賃の改定を検討していると伺っております。

しかし、先生から御指摘のように、昨今の状況というものは、経済的にも非常に厳しい状況にありますので、公平性というものを確保することも必要だと思えますけれども、特に低所得の高齢者

の世帯等々については配慮すべきではないか、こういうことを機構の方には私の方から要請をしたところでありませう。

○笠井分科員 機構の方で負担の公平性というところで家賃値上げということなんです、民間家賃と変わらなくなれば、何のための公共住宅なのかという問題になります。

それから、機構の健全な経営ということも言うんですけれども、機構は昨年、一昨年も家賃収入は約五千六百億円で、六百億円を超える純利益を上げているわけですね。昨年末にも、当時の馬淵前大臣が、高齢者の皆さん、低所得者というお話があったんですが、しかし、その指示自体は家賃値上げそのものは容認したものだという形で、居住者からは厳しい批判も上がっている。

今大臣、今の経済状態は厳しいと言われたんですけれども、二年前からすると、改善どころかむしろ悪くなっている。高齢者、低所得者の皆さんはもちろんですが、サラリーマン、労働者の賃金は下がる一方です。中小企業は悲鳴を上げている。それから、この二年間に後期高齢者医療制度が導入されて、そして介護保険の保険料は引き上げで、年金は物価スライドで今度引き下げる。これで家賃が値上げされたらもう住み続けられないという状況で、ますます悪化して、これじゃもうだめだというのが声だと思ふんです。

二年前、二〇〇九年四月には、当時の金子国交大臣、自公政権時代でさえといえますか、厳しい経済状況を考慮した上で対応するという要請をして延期されたわけなので、まして厳しいんですか

ら、一定の措置をとったからというふうには済まないで、この際、やはりきつぱり値上げ中止というところで強く要請すべきだと思ふんですけれども、大臣、いかがですか。

○大島国務大臣 御指摘の点でございますが、私も議員がおっしゃることはよく理解をいたします。住宅というのが、あるいは住居というのが、私たちの生活の本当に基盤なんです。その住宅の家賃というものが収入あるいは生活をする上で非常に厳しい状況というものは、私はある程度考慮しなければならぬと思っております。

ただ、同時に、同じ住宅に住んでいる方で格差があるというのも問題だという意識を持つておりますが、しかし、今日の状況を見ると、高齢者の方あるいは低所得の方々に対する一定の配慮というものも必要だと思ふので、そういうことを含めて、再度機構の方には、一定の配慮をすべきじゃないか、こういうことは要請したいと思ふます。

○笠井分科員 配慮するならば値上げするな、こういうふうにぜひ言っていたきたい。笠井議員がそう言っていた、居住者の皆さんの声だということとを言っていたかと思ふます。

最後、一点だけなんですけれども、実はURがこの四月からの値上げ方針なんです。きょうは二月二十五日、もう二月末です。あと一カ月しかないわけなんです。こんな直前になってから値上げを通知するとなると、これは世間的にも余りに常識にならないと思ふんです。これまでだって、大体、調べてみますと、三カ月以上前には決めて通知し

ているという話になっているわけで、今現時点でいいますと、四月からの家賃値上げというのはこれは無理だよ、断念しなさい、こういう話に当然なると思ふんですが、これはいかがですか、最後、もうあと一カ月ですからね。

○津川大臣政務官 今、要請を再度すべきだという委員の御指摘がございました。

大臣あるいは前大臣からかかる要請はさせていただいてきたところでございます。これを踏まえて機構で判断をさせていただくものというふうにご考えておりました、いずれにいたしましても、大臣からの要請を踏まえて適切に措置されるものと認識をしております。

○笠井分科員 二月末になって、四月から上がるのかという報道は出ていたけれども、一体どうなるんだと。家計をやりくり、そして場合によっては、住み続けられないと思つたつて、引越そうつたつて、もう時間がないですからね。そのところをやはりしっかりと受けとめてもらわなきゃいけないと思ふます。

大臣言われましたけれども、やはり住まいは人権ということでありませう。憲法二十五条の生存権言うまでもなく、そういう立場からいっても、福祉という立場からもやはり住宅を位置づけて取り組む必要があると思ふので、私は、家賃値上げはきつぱりやめるだけじゃなくて、高過ぎる家賃はむしろ値下げする、それから近傍同種の制度あるいは三年ごとの値上げというのはやめて、そしてしっかりと住んでいる方を支援する立場でこういう問題も考えていかなきゃだめだ、このことを強

く申し上げたいと思います。

また大臣にお願いするとあれですけれども、私も、東京あるいは全国でもいち早く公団ができた東京・三鷹の公団住宅にお住まいのところにも実際行きまして、話を聞くといういろいろな問題を抱えていらっしゃると思いますので、そういう点でもまた、現場を見ていただくことも含めて、しっかりこの住まいという問題に対応してもらいたいと思います。

終わります。

○吉良主査 これにて笠井亮君の質疑は終了いたしました。